

※ 上記に加え、入所して30日以内は初期加算、32円(1割)、64円(2割)、96円(3割)が加算されます

※ 趣味活動娯楽費、理美容代、オムツ代などは自己負担となります

※ 利用者が退居する際に、居室の原状回復として、原則ハウスクリーニング及び壁紙の貼り替えを行い費用については、利用者の負担とします。

基本加算利用料

(単位 円)

費 目	金 額			加算単位	内容の説明
	1割	2割	3割		
夜間支援体制加算(Ⅱ)	27	54	81	1日あたり	夜勤を行う職員を配置基準より1名以上多く配置した場合に加算されます
若年性認知症利用者受入加算	129	257	385	1日あたり	若年性認知症の方を受入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合に加算されます
看取り介護加算 (31日以上45日以下)	77	154	231	1日あたり	利用者又は家族の希望により看取り介護を行った場合に加算されます
看取り介護加算 (4日以上30日以下)	154	308	462	1日あたり	利用者又は家族の希望により看取り介護を行った場合に加算されます
看取り介護加算 (前日、前々日)	727	1,453	2,179	1日あたり	利用者又は家族の希望により看取り介護を行った場合に加算されます
看取り介護加算 (当日)	1,367	2,734	4,101	1日あたり	利用者又は家族の希望により看取り介護を行った場合に加算されます
医療連携体制加算Ⅰ(イ)	61	122	183	1日あたり	事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置している。
医療連携体制加算Ⅰ(ロ)	51	101	151	1日あたり	事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置している。
医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	40	79	119	1日あたり	事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。
医療連携体制加算Ⅱ	6	11	16	1日あたり	医療的ケアが必要な者の受入・喀痰吸引を実施している状態。経鼻胃ろうなどの経腸栄養が行われている状態など
協力医療機関連携加算 (Ⅰ)	107	214	321	1月あたり	病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。
協力医療機関連携加算 (Ⅱ)	43	86	129	1月あたり	医療機関との間で、入所者等の同意を得て、入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している。
退居時情報提供加算	267	534	801	1回が限度	医療機関へ退所する入所者等について、同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供する。
認知症専門ケア加算Ⅰ	4	7	10	1日あたり	専門的な認知症ケアを行った場合に加算されます
認知症専門ケア加算Ⅱ	5	9	13	1日あたり	専門的な認知症ケアを行った場合に加算されます
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	161	321	481	1月あたり	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を中心にチームを組んでいる。
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	129	257	385	1月あたり	認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している。